

令和8年度 柳井市若者交流応援事業 公募要領

1 目的

柳井市若者交流応援事業は、柳井市内の企業が、柳井地区広域圏※1の企業間連携による、若者※2を対象として実施する交流事業であり、若者の孤独解消、余暇の充実、企業における人材の定着と、柳井地区広域圏への定住促進を図ることを目的とする。

本要領は、当該事業を公募により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

※1…柳井市、周防大島町、上関町、田布施町及び平生町をいう。

※2…15歳から39歳までの者をいう。

2 対象事業の概要

- (1) 公募期間 令和8年6月1日（月）から令和8年6月19日（金）午後5時まで
- (2) 採択件数 1件
- (3) 補助金上限額 1,500,000円

3 公募スケジュール

項目	日程
公募開始	令和8年6月 1日（月）
質問書の提出期限	令和8年6月 8日（月）午後5時
質問書に対する回答	令和8年6月11日（木）
事業計画書の提出期限	令和8年6月19日（金）午後5時
書類審査・選考結果の通知	令和8年6月下旬

4 対象事業の要件

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 交流事業は、3回以上開催すること。
- (2) 開催場所は、柳井市内とすること。
- (3) 柳井地区広域圏の5社以上の企業が参画すること。
- (4) 各回とも、30人以上を定員とすること。
- (5) 開催時間は、おおむね平日の勤務時間中とすること。
- (6) 各回とも、若者の仕事、生活の質の向上に関連する研修を実施すること。
- (7) 研修には、本市が指定するプログラムを1回組み入れること。

5 対象企業

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 柳井市内に本社又は本店所在地を有する法人であること。
- (2) 公募開始の日から選定までの間のいずれにおいても、法令に基づく業務停止処分を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している企業でないこと。

6 補助率等

補助率	補助上限額	事業期間
10/10	1,500,000円	交付決定日から 令和9年3月1日（月）まで

7 補助対象経費等

(1) 補助対象経費

費目	経費の種類
企画費※	事業の企画、調整、運営等に従事する者に係る経費
報償費	講師及び専門家への謝礼等
旅費	宿泊費、交通費等
需用費	消耗品費、印刷製本費等
役務費	通信運搬費、保険料等
委託料	看板作成料、会場設営料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具の借上料等
その他の経費	市長が特に必要かつ適当と認めた経費

※企画費とは補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給与その他手当をいい、以下の計算式により構成員ごとに計算する。

$$\text{企画費} = \text{時間単価} \times (\text{直接作業}) \text{時間数 (h)}$$

(2) 補助対象外経費

以下に掲げる経費は、補助対象外経費とする。

- ア 食糧費
- イ 備品購入費

ウ 補助対象事業の実施に直接関係がない経費

エ 消費税及び地方消費税

8 応募の手続き

- (1) 提出書類
 - ・事業計画書（様式不問）
 - ・事業に係る収支予算書（様式不問）
 - ※単価、数量、金額が分かるように記載すること。
 - ※消費税及び地方消費税は対象経費とならないため税抜で記載すること。
 - ・法人等概要書（様式不問）
 - ※既存のパンフレット等でも可能とする。
- (2) 提出期限 令和8年6月19日（金）午後5時まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送
 - ※郵送の場合は、特定記録郵便等による送達の実事を証することができる方法で提出期限までに必着のこと。
- (4) 提出先 〒742-8714 柳井市南町一丁目10番2号
柳井市総合政策部地域づくり推進課（柳井市役所4階）

9 質問の受付と回答

- (1) 提出書類 別記様式「質問書」
- (2) 提出期限 令和8年6月8日（月）午後5時まで
- (3) 提出方法 FAX又は電子メール ※提出期限必着のこと。
- (4) 提出先 柳井市総合政策部地域づくり推進課（柳井市役所4階）
- (5) 回答 令和8年6月11日（木）までに、質問企業に対しFAX又は電子メールで回答する。なお、本件の趣旨からかけ離れている事項への回答はしないこととする。

10 審査方法

- (1) 提出された書類について、柳井市若者交流応援事業審査委員会設置要領に基づき構成される委員会において、書類審査により実施する。なお、プレゼンテーションは行わないが、必要に応じ、提出された事業計画書等に関する問合せを行うことがある。
- (2) 委員会における審査で、最も高い評価点を受けた企業を採択する。なお、評価点が同点の場合は、設置要領に基づく書面評決により採択する。
- (3) 総合評価点が最高点を獲得した企業であっても、総合評価点数が350点未満の場合は、採択しない。

- (4) 応募企業が1社のみの場合であっても審査を行い、評価点の基準は(3)と同様とする。
- (5) 採択を受けた企業が、失格に該当することが認められる場合は、次点で評価点の高い企業を採択する。

11 選定結果の通知

選定結果は、採否にかかわらず全応募者に対し書面により通知する。

12 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽があった場合。
- (2) 審査の透明性又は公平性を害する行為があった場合。

13 その他

- (1) 事業計画書の作成等に要した経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、全て返却しないものとする。
- (3) この要領に定めるもののほか、本公募を行うために必要な事項が生じた場合には、必要に応じて応募者に通知の上、ヒアリング等を行う場合がある。
- (4) 本事業の採択を受けた企業については、「柳井市若者交流応援事業補助金交付要綱」に基づき、速やかに交付申請を行うこと。

14 各種書類の提出先及び問合せ先

柳井市総合政策部地域づくり推進課

〒742-8714 山口県柳井市南町一丁目10番2号

電話：0820-22-2111 (代表)

FAX：0820-23-4595

メール：chiikizukuri@city-yanai.jp